

生活保護法指定医療機関 各位

盛岡市福祉事務所 生活福祉第一課長

令和7年度生活保護法による医療券（調剤券）等の発行日程等について

日頃より、生活保護医療扶助に関し御理解及び御協力をいただきありがとうございます。

令和7年度の生活保護法による医療券（調剤券）の発送等は、次のとおりですので、御確認ください。
記

1 送付依頼締切日（土日はFAXのみ）及び発送日

月	1回目		2回目		月	1回目		2回目	
	締切日	発送日	締切日	発送日		締切日	発送日	締切日	発送日
R7.4	3/31	4/3	4/13	4/21	R7.10	9/30	10/6	10/15	10/23
R7.5	4/30	5/2	5/14	5/23	R7.11	10/31	11/6	11/13	11/21
R7.6	5/30	6/5	6/16	6/23	R7.12	12/1	12/5	12/15	12/22
R7.7	6/27	7/3	7/14	7/22	R8.1	12/31	1/6	1/16	1/23
R7.8	7/31	8/5	8/14	8/21	R8.2	1/30	2/5	2/13	2/20
R7.9	9/1	9/5	9/16	9/22	R8.3	2/27	3/5	3/13	3/19

※オンラインでの資格確認は、おおむね発送予定日から可能です。

※医療券送付書は、紙とオンライン両方のリストとなり、区分を明記します。

※締切日以降に発送依頼されたものは、次回の発送になります。

※各月の1回目の発送は、前月以前に診療・調剤をした分をお送りします。

（例）令和7年4月3日の発送は令和7年3月診療・調剤分まで

2 生活保護受給者の医療券（調剤券）確認について

(1) マイナンバーカードによる受付をしない場合

従来どおりです。受給者が医療券（調剤券）を持参しない場合は、下記3により請求願います。

(2) マイナンバーカードにより受付をした場合

オンラインで医療券（調剤券）を確認します。レセプト提出時までにはオンラインでの確認ができない場合は、下記3により請求願います。

3 医療券（調剤券）請求方法について

FAX又は郵送（様式は任意。FAX送信票は不要。）にて、次の項目を御連絡ください。

医療機関	① 受給者名 ② 生年月日 ③ 月の最初の診療日 ④ 精神科・歯科併設の場合は、その区別と診療日 ※継続治療により医療要否意見書を提出した受給者については、連絡不要です。
調剤薬局	① 受給者名 ② 生年月日 ③ 医療機関名（歯科併設医療機関の場合は、医科・歯科の区別を記入） ④ 月の最初の処方日（月末処方日で調剤が翌日の場合は、調剤日も記入）

4 その他

(1) 受給者番号について

電話での照会には対応いたしません。必ず、医療券（調剤券）で御確認をお願いします。

(2) 紙による医療券（調剤券）の発送について

医療券（調剤券）請求の受理日あるいは当課からの発送日によっては、御希望の期日までにお手元に届かず、レセプト請求が翌月以降になる場合もありますが、御理解をお願いします。

5 問合せ先

・入退院等の連絡	電話：019-613-8413～8417
・本人支払額や社保併用等の確認	担当ケースワーカーあてに御連絡ください。
・新患等の生活保護受給確認	電話：019-626-7510
・医療券発行状況等、医療券（調剤券）に関すること	電話：019-613-8412
	郵送：〒020-8530 盛岡市内丸3番46号 生活福祉第一課給付担当 宛
	FAX：019-625-5023